揮発油税未納税移出揮発油移入明細書添付省略承認申請書の記載要領等

この申請書は、揮発油税未納税移出揮発油移入明細書（以下「移入明細書」といいます。）の揮発油税納税申告書（以下「納税申告書」といいます。）への添付省略の承認を受けようとする場合に提出するものです。

なお、この申請書は、移出製造場等の所在地を所轄する税務署長に２通提出してください。

（注）１　この申請の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

２　この申請の承認を受けるには以下の要件があります。

⑴　承認を受けようとする場所（移入製造場等）が、移出製造場等から移出される未納税揮発油をおおむね月１回以上の頻度で継続的に移入する場所であること

⑵　揮発油税の保全上不適当と認められる事情がないこと

〈保全上不適当と認められる例〉

イ　申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合

ロ　申請者が申請の日前１年以内において揮発油税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき

ハ　申請の日前１年以内において、移出製造場等から移入製造場等に移出した揮発油についての移入明細書が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合

ニ　帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、揮発油税の保全上不適当と認められる場合

【記載要領】

⑴　「**移出製造場等の所在地及び名称**」欄には、承認を受けようとする移出製造場等の所在地及び名称を記載します。

⑵　「**移入者の住所及び氏名又は名称**」欄には、承認を受けようとする移入者の住所及び氏名又は名称を記載します。

また、「**移入製造場等の所在地及び名称**」欄には、承認を受けようとする移入製造場等の所在地及び名称を記載します。

※　上記⑴と⑵が同一の者である場合には、この申請の承認を受けなくても移入明細書の納税申告書への添付省略が可能です。

⑶　「**移出の理由又は目的**」欄には、揮発油の原料とするため、長期間貯蔵するため、石油化学製品を製造するため等、揮発油を未納税で移出する理由又は目的を具体的に記載します。

⑷　「**移出する揮発油の区分（品名等）**」欄には、ナフサ、自動車用ガソリン又は工業用ガソリン等、揮発油の品名等を記載します。

⑸　「**年間移出見込**」欄には、承認を受けようとする移出製造場等から、移入製造場等へ移出する年間の見込回数と見込数量を記載します。

⑹　「**申請の理由**」欄には、移入明細書の添付を省略し事務手続の簡略化を図るため等、申請を行う理由を具体的に記載します。